

西会津町農業委員会

第13回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年8月19日

西会津町農業委員会

第13回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和3年8月19日

2. 場所

役場大会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

1番委員	渡部 定衛	2番委員	佐藤 健一	3番委員	三瓶 常夫
5番委員	矢部 幸彦	6番委員	江川 政次	7番委員	三留 弘法
8番委員	小原 利道	9番委員	仲川 久人	10番委員	星 敬介
11番委員	佐藤 正光	12番委員	江川 新壽		

(推進委員)

1番委員	三留 智篤	2番委員	伊藤 一郎	3番委員	杉原 徳夫
5番委員	長谷川耕二	8番委員	佐藤 武	9番委員	山口 幸平
10番委員	小野木洋一	11番委員	猪俣 久一		

5. 欠席委員

(農業委員) 4番委員 岩原 稔

(推進委員) 4番委員 目黒 信一 6番委員 長谷川辰男

7番委員 加藤 勝

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

7. 開会

午前10時00分

8. 閉会

午前10時47分

議長 おはようございます。
朝が寒くなったり暑くなったりと、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。
本日は、総会終了後、5月に開催を予定し延期となっていました、農地中間管理事業についての研修会を公益財団法人福島県農業振興公社の方を講師としてお迎え開催しますので、併せて出席してください。
なお、4番岩原 稔委員の欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

議長 これより総会を開会します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して11名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。
それでは、これより「第13回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
2番 佐藤 健一 委員
6番 江川 政次 委員
にお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

事務局次長 主要業務について報告する。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

(質疑)

(質疑は特になし)

議長　これで質問を終わります。

議長　続いて、会議次第4・付議事件に移ります。
議案第1号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長　それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長　土地の現況確認について説明する。

議長　事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された三留智篤推進委員の報告をお願いします。

三留推進委員　以前耕作していたが、基盤整備により、農振農用地区域化から外れてしまい、水路が通らなくなった。
そのため、耕作が不向きになってしまい、昭和60年より耕作していない。
その結果、雑地化となってしまった。
その土地の周囲の状況からみて、今後その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる。
地目変更について問題はないと思われまます。

議長　事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

11番委員　9ページの図面の箇所について1つ確認なのですが、赤線で引いてある四角いところが今回の申請の場所なのですか。

事務局次長　今のご質問に対して、昔の〇〇歯科医院の裏ということなので、現地を確認しまして、ここであると判断いたしました。今回申請されたのは四角い部分だけでした。

議長 これですべての質疑を終ります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行ないます。討論はありますか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第1号「土地の現況確認について」を採決します。
本案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「土地の現況確認について」は原案のとおり承認されました。

議長 続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、今回の案件の中では、私が当事者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は自己等に関係ある事項については、審議から外れることになっています。

そのため、議長を会長職務代理者に交代してよろしいでしょうか。
お諮りします。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしの声がありましたので、佐藤会長職務代理者に議長を交代します。よろしくお願ひします。

佐藤職務代理者 議長になりました佐藤です。

よろしくお願ひします。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

本来なら審議の間、12番委員につきましては、退席としていただくところですが、従来の慣例通りに、審議の間は発言を控えるということで、在席のまま進めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり。)

議長（佐藤職務代理者） それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明

議長（佐藤職務代理者） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

議長（佐藤職務代理者） これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長（佐藤職務代理者） これで討論を終わります。
これより議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。
お諮りします。議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（佐藤職務代理者） 異議なしと認めます。したがって議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認されました。

議長（佐藤職務代理者） 議案第2号が終わりましたので、江川会長に議長を交代させていただきます。

議長（江川会長） 議長を交代しました。
以上で本日の付議事件はすべて終了しました。
続いて、次第5・その他に移ります。
（1）西会津町非農地通知事務取扱要領について事務局の説明を求めます。

事務局員 西会津町非農地通知事務取扱要領について説明

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

1 1 番委員 資料の 3 1 ページの上の判断基準なのですが、計画されていない土地というのはこれから基盤整備をする計画がないということか。

事務局員 西会津町ではないのですが、他の市町村ではまだ基盤整備予定されている箇所があります。西会津町ではこれから基盤整備する計画はいまのところないので、該当する土地はありません。

1 1 番委員 基盤整備が終了した場所で、承認を出したところは該当にはならないということか。

事務局 基盤整備した土地の非農地の通知については、いま現在は農振計画に該当しているので、農振を外した後であればいいので、そういった土地の持ち主に対しては、総合見直しの前に申出をしていただいて、農振から外して頂いたあと申出があれば農業委員会として判断して決定したいと考えております。

1 1 番議員 3 番の (3) の継承関係が確認できる書類というのはどのようなものか。

事務局員 基本的に相続登記をする際に相続証明書というものが必要になってきます。相続権がある方からの放棄などがあり、戸籍関係といった一連の書類を見せていただくことが必要になります。

2 番委員 取扱い要領については、現在の制度の枠に現況確認証明とあるものの、簡便な取扱いであると理解したが、そのような理解でよろしいでしょうか。

また、継承関係が確認できる書類というのは相続証明書あるいは協議書といったものを出すということであったが、今までの現況確認証明の場合は現地の筆ごとの登記簿謄本を筆数分添付しなければならないという認識をしている。

筆数が多い場合は相当金額を負担しなければならないということになるが、今回代替できる書類として、登記簿謄本ではなくても添付書類として取り扱ってもらえるという認識であっているか。

事務局員 いままでは現況確認証明というものがあつたのですが、それは申請

があって、農業委員会が現地を確認して非農地であるという証明書を出す。

この非農地通知については、農業委員会が現地をみて農業委員会として非農地として判断した場合は、通知して農家台帳から外すということになります。

その申し出を今後受け付けるということになります。

2つ目ですが、現況確認証明については登記簿謄本をつけて頂くこととなりますが、今回非農地証明通知についてはそういった書類を省略する形で、農家台帳で農地の確認をするというか形でやらせていただきますので、現況確認証明をするよりは手続きとしては簡単になるというように考えています。

議長 前回の農業委員会で土地を確認したが、そのまま証明書を出せるということか。

もう一度局長から説明をお願いします。

事務局長 前回の説明から省略する部分はありますが、非農地の判断というのは、いま農業委員会で管理している農家台帳に基づいており、これについては守るべき農地を明確にし、地目は農地であっても現況は山林や原野になっている所は積極的に外していこうという流れの中で、非農地については今までより簡便に処理して積極的に非農地判断していこうという流れの中での取り組みなので、先ほど議案にもあった現況確認申請については所有者が主体で証明を申請して頂くという、いわゆる受け身の形をとるが、非農地判断は農業委員会が申し入れ受けた土地を積極的に判断して、農地台帳から外していくという取り組みに考え方を移行していくということです。ですからこういった添付書類に関しても少し簡便にして、登記簿の写しといったものは省略し、できるだけ申し出を受けて判断をして外していくという取り組みを町農業委員会としてやっていきたいということです。

議長 質問がないようですので、これで質疑を終わります。

議長 続きまして（2）第4期多面的機能支払交付金に係る協定農用地見直し事務説明会について事務局の説明を求めます。

事務局次長 第4期多面的機能支払交付金に係る協定農用地見直し事務説明会

について出席を依頼。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

議長 そうすると、群岡、新郷、尾野本の場合は担当地区の農業委員と推進委員の方に出ていただくということか。

事務局次長 はい。各地区の農業委員、推進委員の出席をお願いします。

議長 それで出席がわかれば、会議が終わった後に報告してくださいということですね。
この件について、何か質問がありませんか。

6番委員 3のその他①の各活動組織の出席者は2名以内となっているが、これは全員対象なのか。

事務局次長 この文章は自治区長に送られたものなので、各自治区において出席は2名以内になっていますので、農業委員、推進委員はその他の方には該当しません。
あくまで担当地区の農業委員、推進委員の方は都合の合う方は出席をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。
農業委員、推進委員の皆さんは、各地区の説明会に出席いただくようご協力ください。

議長 続きますして（3）当面の日程について事務局の説明を求めます。

事務局次長 当面の日程について説明

議長 続きますして、（4）次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明

議長 続いて、(5) その他 に移ります。
事務局、何かありますか。

事務局次長 必携正誤表の配布とパンフレット配布

議長 委員の皆さんより他にありませんか。

議長 他になければ、以上で本日予定されていた案件は全て終了しました。

議長 これで「第13回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

議長 なお、引き続きこの会場で農業委員会研修会を開催しますので、そのまましばらくお待ちください。